

大阪市監査委員	金 沢 一 博
同	有 本 純 子
同	高 橋 敏 朗
同	阪 井 千 鶴 子

住民監査請求について（通知）

平成25年 5月27日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

（1）請求の要旨

監査委員は、市長に対し6月に予定されている橋下市長らの訪米に関連する一切の費用について公金支出の差し止めを勧告されるよう求める。

上記に加えて、市長に対し、6月に予定されている橋下市長の訪米が中止された場合に、その準備の為の諸契約のキャンセルに伴う費用その他関連費用一切について公金支出の差し止めを勧告されるよう求める。

（2）請求の理由

ア 橋下徹氏の問題発言

橋下徹大阪市長、日本維新の会共同代表（以下橋下徹氏）は、本年5月13日、市役所内での記者会見の際

「歴史を調べるといろんな軍で慰安婦制度を活用していた。銃弾が雨嵐のごとく飛び交う中で命かけてそこを走って行く時に、精神的にも高ぶっている集団はやっぱりどこかでの、まあ休息じゃないけれどもそういうことをさせてあげようと思ったら慰安婦制度っていうものは必要なのはこれは誰だっ

てわかる」と述べた。

さらに、同日午後の市役所内記者会見で、

「軍の規律を維持するために当時は必要だったんでしょうね。今は認められない。でも、慰安婦制度じゃなくても風俗業は必要だと思います。だから僕は普天間に行った時、司令官に『もっと風俗業を活用してほしい』って言った」などと、人権を無視した発言をした。この発言に関しては27日の日本外国特派員協会の記者会見を前に、おわびと撤回を表明している。

しかし従軍慰安婦に関しては、その後の発言のたびに小さな修正やいいわけを繰り返しているが、発言の撤回や謝罪の表明はない。

イ 橋下徹市長の発言で国連委が日本政府に勧告へ

大阪市民は市長の人権侵害発言に対し、市長としての識見の貧しさや行政のトップとしての基本的な姿勢の欠如に、恥ずかしい思いでいっぱいである。

いまや、その発言は、大阪市民はもとより国内の多くの市民運動団体の怒りを誘い、海外からも抗議と批判が寄せられている。

そして、遂に国連の人権条約の基づく拷問禁止委員会は審査を行い、橋下徹氏の発言、「大阪市長の発言」について繰り返し言及し、日本政府に対する勧告を発表すると23日付で報じられている。

ウ 以上のような内外からの批判が押し寄せる状況下で、橋下徹氏がアメリカを訪問することは、両国の心情を悪化させるなど心配要素が強く予測され、なんら日本にとっても大阪市にとってもプラスになることはない。むしろ大阪市に大きな損害を生じさせるものである。

このような市民の利益に反する公金の支出は、地方自治法（以下「法」という。）、地方財政法の理念に反するものであり、執行させてはならない。

エ よって、監査委員は市長に対し橋下徹氏が「アポなしでも行く」と強行姿勢を見せている訪米に関連する一切の公金支出を差し止めるよう勧告されることを求め、法242条1項に基づき、事実証明資料を添付して住民監査請求する。

オ 先に提出した住民監査請求申立には、中止とのために必要になった費用の差し止めも含まれていると考えるが、そう解釈されない場合にそなえて中止に伴うキャンセル料、その他の費用一切を公金から支出してはならないとの勧告を求める（6月3日付書面にて補足）。

2 法第242条の要件に係る判断

法第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）につい

て、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

以下、本件請求において請求人が主張している点について検討する。

本件請求において、請求人は橋下市長らの訪米に関連する一切の費用の支出を問題としているが、訪米が中止となったことにより、訪米実施に伴う公金の支出は発生しておらず、訪米実施を前提とした請求人の主張には理由がないと言わざるを得ない。

一方で、訪米中止に伴うキャンセル料を訪米に関連する一切の費用に含むとしている点について、そもそも請求人の主張が、橋下徹氏が訪米することを前提としたものとなっており、キャンセル料に係る請求人の主張は必ずしも明らかではないが、仮に、請求人の主張を、キャンセル料を公金で支出することが違法不当な財務会計上の行為に当たると主張するものと解するにしても、請求人は、このような公金の支出が法、地方財政法の理念に反すると主張するのみで、財務会計上の行為に固有の違法性について具体的に主張するものとはなっていない。

また、キャンセル料は言うまでもなく訪米を中止したことにより発生するものであるが、請求人は市長の訪米中止の決定及び出張命令の取消行為の違法性やこれらの行為と財務会計上の行為との関連性について、具体的に何ら主張するものではなく、むしろ橋下徹氏がいわゆる慰安婦制度に関する発言を行ったことがこのような事態を引き起こした原因であるとして、同氏の発言の問題点や影響を指摘するものであったとしても、住民監査請求の対象となり得る個別具体的な財務会計上の行為に固有の違法性を問題とするものとは言えない。

そうすると、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。